長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導に関する事前チェックシート

・令和８年６月に「長野市開発行為指導要綱」が改正され、市街化調整区域で行う全ての開発行為において、事前協議が必要となりました。
・事前協議の際、定型的に確認する内容について、あらかじめ確認していただくことで事前協議から公共施設の管理者の同意までの手続きをスムーズに進める目的で本チェックシートを作成しました。

① 計画している開発行為について、「内容」欄の各項目に該当するかチェックしてください。
該当するか判断できない場合等、必要に応じて担当課に確認してください。
② 該当する場合は「対応」欄に対応する内容を記入してください。
③ 作成したチェックシートを「開発行為計画協議書」に添付してください。

計画によっては、本チェックシートの内容以外にも確認させていただくことがある場合があります。その場合は、関係課から意見書を提出させていただきますので、回答書の作成をお願いします。

なお、市街化調整区域で0.1ha以上の開発行為や市街化区域での0.1ha以上の開発行為等は、これまでどおり、現地にて事前協議を行い、市から意見を通知させていただきます。その場合にも開発行為計画協議書の提出に先立ち、あらかじめ確認していただくことで、手続きがスムーズです。（チェックシートの提出は不要です。）

担当	No.	内容	該当	対応
建築指導課	1	高低差１ｍ未満の擁壁については、事業者の責任において構造計算等を行い安全を確認した上で図面を作成し提出してください。なお、擁壁の各工程ごとの写真は都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則で報告が定められていますので、完了検査時に提出してください。	□	
	2	既製品の擁壁の使用にあたり、現場打ち部分がある場合は、現場打ち部分の図面も提出してください。	□	
	3	認定品の擁壁を使用する場合は、認定書の写しを添付するとともに、当該認定品の「築造仕様書」を遵守して施工する旨を造成計画図に明記してください。また完了時に、使用した製品が確認できる書類（写真や出荷証明書等）を提出してください。	□	
	4	雨水の余剰水の放流先が農業用水路の場合、最高水位を図示すると共に逆流防止について、検討をしてください。	□	
	5	本開発計画について区長の同意書を添付してください。また、区長、水利管理者及び関係各課等と協議した場合、協議記録を提出してください。	□	
	6	側溝の折れ部等に役物既製品を使用する計画ですか。その場合も、断面構造図に官民界を図示し官民界を越境しない計画としてください。	□	
	7	平板載荷試験について 開発道路の築造部において、１箇所以上立会い検査を行いますので、事前に連絡お願いします。なお検査場所については当日現地で指定しますので、事前準備は不要です。	□	
	8	市に帰属する土地について① 市に帰属する道路又は水路等、公共施設の幅員及び延長については、世界測地系による補正後の地籍測量図(座標値)で確認し、確保してください。	□	
	9	市に帰属する土地について② 帰属処理を円滑に行うため、原則として完了検査日までに開発事業者が当該土地の所有権を取得し、所有権以外の権利を解除してください。併せて、土地の地目は、公共施設の用途の地目(公衆用道路、用悪水路等）に変更してください。	□	

	10	市に帰属する土地について③ 工事完了後は、速やかに公共施設等の引渡書を提出し、引き渡し手続きを行ってください。また、工事完了公告後は、当該土地の所有権移転を行わないでください。	□	
	11	32条同意に関する意見書における「～してください。」という意見に対しては、「～します。」又は「◇◇図　No.○に記載済」等、具体的に回答してください。単に「了解しました。」等、実行性が疑われる回答については不適当と判断しますのでご留意ください。	□	
	12	工事完了公告後１年を経過するまでの間に公共施設の工事瑕疵に起因する破損、破壊、事故等が生じた場合は、開発事業者の責任において対処するとともに、必要な補修等を行ってください。	□	
	13	開発行為に伴う盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に定める規制基準に達しますか。 また、その判断根拠となる盛土等の面積について、土地利用計画図又は造成計画平面図に明示し、盛土等の最高高さが分かる図面を追加してください。	□	
	14	必要に応じ各条例に基づく届出等を行ってください	□	
		・長野市屋外広告物条例（提出：まちづくり課） ・長野市緑を豊かにする条例（提出：公園緑地課） ・長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 ・長野県福祉のまちづくり条例 ・長野市の景観を守り育てる条例（提出：まちづくり課） 建築物の新築・増築・改築・移転を行う場合で、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものは、行為着手の90日前までに事前協議書の提出が必要です。 開発行為・土地の形質の変更を行う場合で、当該行為に係る土地の面積が3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが３m、かつ、長さ30mを超えるものは、行為着手の30日前までに大規模行為の届出が必要です。		
	15	都市再生特別措置法に基づく届出が必要です	□	
		長野市立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）の居住誘導区域外の区域において、３戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合、または、１戸若しくは２戸以上の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のものを行う場合には、行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。		
		長野市立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）において、都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。		
	16	建設リサイクル法	□	
		建築物以外の工作物の工事（土木工事等）で請負代金の額が500万以上になる場合、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、工事着手の１週間前までに同法に基づく届出が必要です。		
	17	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出が必要です	□	
		都市計画施設等の区域内にある200㎡以上の土地、市街化区域で5,000㎡以上の土地、飯綱高原都市計画区域で10,000㎡以上の土地について有償で譲り渡そうとする時は、事前に届出が必要です。		

	18	国土利用計画法に基づく届出が必要です	□	
		市街化区域で2,000㎡以上の土地、市街化調整区域で5,000㎡以上の土地、都市計画区域外で10,000㎡以上の土地について売買等の契約をした時は届出が必要です。		
	19	周辺住民及び利害関係者との調整について	□	
		長野市開発行為指導要綱第４（２）に基づき、周辺住民及び利害関係者との協議及び説明経過等について報告してください。		
	20	ガスパイプライン埋設地での工事は、事前にガス導管事業者へ連絡をお願いします	□	
		万一、パイプラインが損傷すると重大災害の発生に繋がるおそれがあることから御協力をお願いします。なお、埋設路線図は建築指導課でも確認いただけます。		
	21	その他	□	
		別紙「開発行為の適正な実施について」の内容をよく理解し、開発行為を行ってください。 なお、本意見書を含む関係各課からの意見書とその回答内容については、開発事業者や工事施行者等関係者との情報共有を徹底し、事業行程の遅延や工事完了検査の不備等の事態に至らぬようご配慮ください。		
監理課		＜占用許可等について＞		
	1	本開発と不可分である占用許可が必要な物件がある場合は、占用申請時に提出予定の資料を32条協議書類に添付してください。既存の占用許可が変更となる場合も同様です。また、不要となる占用許可は現地占用物件撤去後、速やかに廃止の手続きを行ってください。	□	
	2	１に関連して、占用許可取得後、次の占用者に占用許可を引き継ぐ場合は、重要事項説明等で説明を行った上で引き継ぎをしてください。	□	
	3	１に関連して、占用許可のない占用物件については、不要であれば撤去し、必要であれば占用申請をしてください。	□	
	4	１に関連して、占用申請の際には、開発行為に伴う申請であることがわかる内容としてください。	□	
	5	新設する開発道路への占用許可については、完了検査後、速やかに申請してください。（上下水道等）	□	
	6	32条区域外で自営工事が必要になる場合は、工事の可否を含め事前に協議の上、別途申請してください。（自営工事の計画図面も提出願います）	□	
	7	開発に伴い都市ガス管の埋設予定がある場合は、占用の手続きをしてください。	□	
	8	電柱等は、民地へ設置若しくは、移設してください。官地内には、設置できません。	□	
	9	開発行為に伴う掘削工事は、掘削申請は不要です。掘削後の復旧範囲を32条区域に含め、平面図に表示してください。既存市道の掘削後の復旧は、長野市道路占用工事等共通仕様書に従ってください。また、開発道路地下占用物件については、長野市道路占用工事等共通仕様書に基づき施工し、埋戻し材料が確認できる断面図を添付してください。	□	
	10	開発行為に伴い、市道の通行規制を行う場合は、通行制限願を提出してください。	□	

	11	市道の復旧について、長野市道路占用工事等共通仕様書以外の方法で行う必要がある場合は、維持課及び道路課と協議し、その指示に従ってください。	□	
	12	開発区域に面している道路を舗装する際は、水たまりができないように施工すること。	□	
	13	市道の舗装本復旧については、路面沈下が安定するまでの間（おおむね６か月）とし、完了後は、竣工写真を維持課及び監理課に提出してください。	□	
	14	オーバーフロー管の接続に当たっては、管が側溝に飛び出さないこと、接続部分は補強のコンクリート巻きをすること、VS側溝の中央部辺りに穴を開けること等自営工事の基準に従ってください。	□	
		＜土地の境界等について＞		
	15	造成後、官民境界を官地側に恒久的な境界標で明示してください。原則は、金属プレートまたは、恒久的な境界杭としてください。金属プレートを使用する場合は、ビス２本留めとし、しっかり固定してください。擁壁が官民境となる場合は、原則、官地側地面に頭が矢印の恒久的な境界杭を設置してください。ただし、除雪等でプレートが取れてしまうなど、官地に設置しても恒久性が損なわれる場合は、擁壁の壁面へ設置または、構造物角とすることも検討します。プレートや杭が設置できない、または、穴開けをすると道路側溝等、官の構造物を著しく傷める場合は、構造物に刻みを入れて赤ペイントを付けてください。また、民々境を明示する場合は、民地内で処理してください。	□	
	16	官民境界を一体の構造物でまたぐような設計は、不可とします。官民境界は、構造物境とし、縁切りしてください。側溝ベースコンクリート等の地中に埋設される物も同様とします。	□	
	17	国土調査実施箇所の道水路が開発区域に含まれている場合、現公図に現れない地番がほぼありますので、事前に地番(隠れ地番)を法務局旧公図で確認し、開発する土地を加えてください。	□	
	18	開発区域内及び開発に伴い、基準点に触れる場合、必ず事前に地籍調査担当と協議し、その指示に従ってください。	□	
		＜土地の帰属について＞		
	19	市から開発事業者への帰属面積が開発事業者から市への帰属面積を超える場合、超えた部分は払下げとなります。相互帰属する部分と払下げをする部分が分かる図面及び求積図を添付してください。	□	
	20	土地の払下げについては、隣接地権者のみ申請が可能です。あらかじめ申請者をお知らせください。 払下げの申請は、監理課公有財産担当に相談し手続きを行ってください。申請には、隣接する全ての地権者の承諾が必要になります。	□	
	21	都市計画法第40条の規定により、市から土地の帰属ができるのは、開発事業者のみです。開発事業者以外（土地の貸主等）へは、直接帰属（移転登記）ができません。	□	
	22	市に帰属する土地の面積は、実測と登記簿が一致するようにし、かつ、所有権以外の権利(ただし､電気事業法に定める電気事業者が設置する電線路に係る地役権を除く。)がないようにしてください。特に開発道路として市に帰属する土地については、各辺長が規定の数値未満である場合、引き受けることができません。※登記する地積測量図の数値も同様です。	□	

	23	市から開発事業者への帰属について、監理課所管の土地については、当課で登記手続きします。完了検査後、登記必要書類と登録免許税をお持ちください。詳細については必要に応じて別途ご連絡いたします。	□	
		＜その他＞		
	24	開発区域に接している区及び地権者に対し、開発行為を行うことを説明してありますか。	□	
	25	開発区域から雨水を水路に排水する場合は、区長や水利権者等の関係者に十分説明し、同意書を添付してください。	□	
	26	１及び25に関連して、本開発と不可分である占用許可が必要な物件がある場合は、占用物件に関する内容を水利権者等への同意書に記載してください。	□	
	27	検査完了後、住宅工事等で開発道路等を損傷することのないよう、住宅建設業者等への説明を徹底してください。市道認定するまでの間に損傷があった場合、開発事業者に補修を求めます。補修がない場合は、市道として認定できません。 なお、市道認定するまでの間の損傷とは、住宅等の建設に係る工事の瑕疵に起因した破損、破壊及び事故等のほか、原因者不明の損傷等も含めるものとしますが、了承いただけますか。このことについて了承いただけない場合は、完了公告の翌日に、市道認定される土地の権利が長野市に移転（帰属）した時点で、市が管理者として立入り制限等を行い、市道認定までの間、損傷等がないよう管理させていただきます。	□	
	28	原則として、水路管理道路は全幅で１ｍ以上を確保し、市に帰属してください。また、仕上がりは、標準舗装（アスファルト舗装、コンクリート舗装）としますが、関係者と構造等を十分協議した結果、標準舗装以外とする場合については、協議録を添付してください。	□	
	29	28と関連して、土地改良区等が全面的に管理している水路である場合は、水路管理道路の整備が必要かどうかのほか、整備するのであればその幅、構造及び所有権移転先等について当該土地改良区等と協議してください。また、その協議録を添付してください。	□	
	30	側溝の蓋については、５ｍごとに１箇所グレーチング蓋を設置してください。	□	
	31	完了検査時に目視できない施設・構造物については、写真で寸法が確認できるように完了時に写真を提出してください。	□	
	32	開発に伴い不要となる取水口やスリット等は、閉塞してください。	□	
道路課	1	市道の舗装復旧は、仮復旧を行い、相当な期間（概ね６ヶ月）を経てから本復旧を行ってください。また、仮復旧の舗装構成が分かる図面を添付してください。	□	
	2	市道の復旧については水たまりができないよう施工してください。	□	
	3	行き止まり標識を設置する場合は、隅切りへの設置を検討してください。また、視認性確保のため、支柱に反射テープを設置してください。	□	
	4	交差点部において、カーブミラーの設置を検討してください。なお、やむを得ない理由で設置が難しい場合は、協議内容を添付してください。	□	
	5	開発行為に伴い影響がある路面表示（止まれ文字、Ｔ字マーク、停止指導線等）は、確実に復旧してください。	□	
	6	開発行為に伴う道路後退等により道路幅員が極端に変化する箇所には安全対策施設（視線誘導標、線形誘導標、車止め等）の設置を検討してください。	□	

	7	平面図に側溝の規格、寸法、流下方向及び勾配を図示してください。	□	
	8	側溝の配置計画には、図面に必要事項を明示してください。（横断用の使用、細目グレーチングの使用、屈曲部等の現場打ち部分など）	□	
	9	開発道路に設置する側溝について、現場打ち部分がある場合は構造図を、既製の端数調整品を使用する場合はその詳細図を添付してください。	□	
	10	側溝の合流及び分岐点には、基準通り桝を設けてください。	□	
	11	VS側溝の製品と現場打ち部の幅が異なる場合、擦り付けを適切に行うとともに、官民界を越境しないように施工してください。	□	
	12	道路の横断部に設置する側溝や集水桝は基礎を含め車両荷重に耐えうる構造としてください。	□	
	13	完了時に現地で確認できなくなる施設については、写真で提出してください。	□	
河川課	1	開発区域内からの雨水排水について、区長や水利権者等の関係者に十分説明し、同意書を添付してください。	□	
	2	完了検査時に目視確認できない施設・構造物については、写真で寸法が確認できるよう現場管理および書類作成を実施してください。	□	
	3	貯留施設について、施工中および完了時の写真をタイプ毎に提出してください。また、オーバーフロー管の側溝接続側は補強コンクリートが必要となります。また接続部の写真を提出してください。	□	
	4	土砂等の堆積により側溝下流部の流下能力が低下している場合、完了検査時までに清掃を実施し、所定の流下能力を確保してください。	□	
	5	掘削時の地下水位および土質状況による浸透の可否を確認し、適切な施工をお願いします。施設の設置箇所が計画時の地層と異なる場合は、構造の変更等について協議願います。	□	
	6	施工時の地下水および洗浄水などの排水については、河川や道路側溝に直接流出させないよう管理を徹底し、下流の汚濁防止に努めてください。ノッチタンク等で沈殿させ、濁水の状態で排水しないよう十分注意願います。	□	
	7	開発区域内の盛土材は何を使用しますか。雨水浸透施設を盛土部に設置する場合は、透水係数が計算値同等以上の盛土材を使用してください。	□	
	8	浸透貯留施設は、隣地や道路などの構造物から概ね30cm以上の距離を確保してください。（近接市道との離隔は十分か）	□	
	9	浸透貯留施設同士の相互干渉による浸透量低下を防ぐため、浸透層の離隔は1.5m以上確保してください。	□	
	10	地下水位の情報を添付して下さい。また、浸透貯留施設の底部と地下水位の離れを50cm以上確保してください。（構造図へ付記して下さい）	□	
	11	完了検査時は、オーバーフロー管の側溝蓋を外し、放流箇所が視認できる状態で受検してください。	□	
	12	宅地内浸透貯留施設は、桝内に土砂流入を防止するため、分譲地の購入者が決まるまでシート等の養生をお願いします。	□	
	13	完了検査前には、浸透貯留施設内に混入したゴミやモルタル片を除去するようにしてください。	□	
	14	上記意見には、施工時に関する内容を含んでいます。施工業者に伝達し、写真の撮り忘れや出来形不足が無いようお願いします。	□	

	15	長野市では、雨水貯留施設助成制度および雨水浸透施設助成制度を設け、一般家庭や事務所における貯留・浸透施設の設置を助成する制度がありますので別途ご案内します。	□	
	16	本市は流域治水に取り組んでいます。雨水の流出抑制は技術基準を満たしていただければ許可となりますが、これからの気候変動にも配慮して、より一層の雨水の流出抑制にご協力をお願いします。 参考：公共施設における雨水流出抑制施設設置のガイドライン	□	
維持課	1	埋戻し工、置換層工、上層・下層路盤工及び表層工の厚み並びに施工状況が確認できる写真等を完了検査時に提出願います。	□	
	2	開発区域内の施工にあたり、既設の道路構造物や舗装等に損傷を与えることの無いよう、養生等を十分に行ってください。損傷が見受けられた場合は、開発事業者の責任において補修願います。工事着手前に損傷個所が発見された場合は、事前に写真等を提出し復旧について協議してください。	□	
	3	民地と官地境界部にコンクリート工事（間詰め、土留め等）をする際は、一体化しないように目地等を設置してください。	□	
	4	不要となる取水口及び排水口は閉塞してください。	□	
	5	既設市道の改修範囲及び舗装復旧方法等は、長野市道路占用工事等共通仕様書に基づき施工してください。（平面図及び断面図を添付してください。）	□	
	6	市道掘削箇所が近接している場合（10m以内）は、一体的に復旧してください。本復旧範囲を図示してください。影響幅復旧となる場合は、段差および水たまりができないよう、本復旧範囲を検討してください。	□	
	7	市道の舗装本復旧は、路面の沈下が安定するまでの間（概ね６か月）とし、完了後は竣工写真を提出してください。	□	
	8	交差点部において、カーブミラーの設置を検討してください。設置が難しい場合は協議内容を添付し、今後も設置できない旨を土地購入者に事前説明してください。	□	
	9	開発道路に設置する浸透VS側溝の維持管理は、市では困難なため、土砂清掃等は土地購入者が実施することを事前説明願います。	□	
	10	側溝布設工において、現場打ち部分がある場合は、構造図を添付してください。	□	
	11	５ｍに１か所、グレーチング（細目）を設置し、横断部はボルト固定としてください。	□	
	12	宅内浸透桝のオーバーフロー管を開発道路へ接続する場合は、接続箇所は蓋掛け部としてください。	□	
農地整備課	1	開発区域内からの雨水排水について、水利権者等関係者と協議のうえ、同意書の添付をお願いします。	□	
	2	開発に伴い不要となる取水口・排水口等の開口部について、撤去・閉塞を実施願います。	□	
	3	隣接農地の営農に支障が無いように、施工時期について地元関係者と調整をお願いします。	□	
	4	農業用排水路に構造や流量に影響がある場合は、水路の管理者と構造等に対する協議をしていただき、同意書の添付をお願いします。	□	

長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導に関する事前チェックシート

水道整備課		＜1,000m2以上の場合＞		
	1	開発区域内に既存の給水管及びメーターがある場合は廃止の有無、口径、メーター番号を確認し図面に明示してください。また、不要な給水管・メーターボックスは玉下げ、撤去をしてください。	□	
	2	耐震継手管（GX管）の施工には、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催によるJDPA継手接合研修会の受講修了者または、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿（耐震登録）の登録者を配置してください。	□	
	3	水道配水用ポリエチレン管（HPPE管）の施工には、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催による水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の受講修了者を配置してください。	□	
	4	上記以外の本管を施工する場合は、旧長野市配管技能者の有資格者または同等の資格を有する者を配置してください。	□	
	5	水道管を分岐する場合は、他の給水管及び継手類から30cm以上、また、仕切弁及び消火栓からは２ｍ以上離してください。（給水装置工事施工基準第12(6)）	□	
	6	側溝等道路構造物と交差する箇所においては、沈下の原因となるため狸掘りによる施工を行わないでください。鞘管方式にて施工してください。	□	
	7	施工の際は、水道管と下水道施設及びその他構造物、埋設物が近づき過ぎないよう30cm以上の離隔を確保してください。特に仕切弁マンホールは下水道管の上に乗らない位置にしてください。また、ガス管の埋設がある場合は、給水管との離隔について注意してください。	□	
	8	下水道割込み人孔を設置する際は、既設水道管の移設が必要となるのか事前に試掘等により確認し、図面へ明記してください。また、移設が必要な時は、設計承認申請書へ明記してください。工事の変更承認にはお時間がかかります。	□	
	9	給水管取出し工事及び給水装置工事については、営業課に給水装置工事の申込みをしてください。	□	
	10	配水負担金及び設計審査検査費がかかる場合があります。	□	
	11	設計審査は３週間程度かかります。申請及び施工にあたっては、時間に余裕を持って事業を進めてください。	□	
	12	宅地開発事業工事完了届は、開発行為完了検査日の７日前までに提出してください。	□	
	13	開発道路、既存市道の道路占用許可申請書を開発行為の完了までに水道整備課へ提出願います。	□	
	14	掘削等により、上下水道局が所有する水道図面に記載のない水道管が発見された場合は、上下水道局の指示に従い適切に処理を行ってください。	□	
	15	土・日・祝日の前日には、弁操作が必要となる作業や水道管分岐工事等、供用中の水道管に影響を与える作業は行わないようにしてください。	□	
	16	掘削を行うときに既設水道管を傷つけ供用中の水道管に影響を与えることのないよう、慎重に施工してください。	□	
	17	排泥管は側溝グレーチング蓋が設置されるところに設けてください。また、排泥管の設置位置については、末端メーター付近とし、滞留する水を極力少なくするよう調整し、サドル分岐や仕切弁と適切な間隔を確保してください。	□	

長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導に関する事前チェックシート

		＜1,000m2未満の場合＞		
	18	給水管取出し工事及び給水装置工事については、営業課の指示に従って計画・施工してください。	□	
下水道整備課	1	申請箇所が下水道事業計画区域内かご確認願います。 計画区域外の場合は、以下の確認は不要です。 公共下水道以外の排水施設をご検討ください。（共通）	□	
	2	申請箇所が下水道事業認可区域内かご確認願います。 認可区域内の場合は、以下の確認に進んでください。 認可区域外の場合、下水道整備課にご相談ください。（共通）	□	
	3	申請箇所は、下水道事業計画及び認可区域内です。 長野市建設工事共通仕様書に基づき汚水施設の計画及び工事を実施してください。 開発行為事前協議における一般事項について、下記に記述しますので、各項目に留意し、設計承認を得てください。（共通）	□	
	4	開発行為に伴い、新設及び撤去が必要となる公共下水道施設がある場合は、開発事業者負担となります。（共通）	□	
	5	本管を新設する場合、管渠の適切な管理のため、竣工図作成にあたってはチェックリストを利用し、現地施工どおり正確に作成してください。 なお、現場近傍に基準点がある場合は平面図に測地系と座標を明示し、人孔の座標(x,y,z)を測定して下さい。（本管新設の場合）	□	
	6	本管を新設する場合、竣工図はCD-Rに電子データで書き込み納品して下さい。 データ形式は、PDF形式、JWW形式及びSXF仕様（SFC形式またはP21形式）とし、ファイル名は工事名で保存して下さい。 また、CD-Rに工事年度、工事名、工事場所、開発事業者名、施工業者名を記入して下さい。（本管新設の場合）	□	
	7	既存下水道本管に取付管を新設した場合、下水道整備課管理の既存下水道竣工図に、新設した取付管の既存人孔からの距離（L）、取付管の延長（l）、取付管の管底（h）を追記し完了届と併せて提出してください。（共通）	□	
	8	下水道施設の新設及び撤去（取付管のみも含む）がある場合、「宅地開発事業に係る下水道施設工事設計承認申請書」を施工予定日の３週間前までに提出してください。本管新設の場合、設計審査検査費がかかりますのでご了承ください。 また、 開発事業完了一斉検査までに、下水道工事竣工書類及び竣工図を提出してください。（共通）	□	
	9	本開発行為申請に係わる取付管設置箇所については、下水道取付管設置の届出を重複して実施しないでください。（共通）	□	
	10	道路内浸透側溝及び宅内浸透桝が下水道施設と隣接になる場合は、下水道施設の埋設箇所が浸水しないようにしてください。（共通）	□	
	11	下水道本管の土被りは1.2m以上を確保して下さい。なお、既設下水道管の改修等が必要な場合は、開発事業者の負担となります。（本管新設の場合）	□	
	12	下水道管法線を道路形状と可能な限り合わせてください。また、取付管布設方向は本管に対して直角、かつ、直線的になるよう計画して下さい。（共通）	□	

	13	地下水位が高い場合は、管種をPRP管に変更して下さい。（本管新設の場合）	□	
	14	給排水図へ本管の最小・最大土被りとなる位置と深さの記載と、各スパンの管種・管径・勾配の記載を願います。（本管新設の場合）	□	
	15	新設する下水道本管に接する全ての土地について、今後、取付管が追加で必要となった場合の設置費用は原因者負担となります。土地所有者へ、開発道路への取付管設置希望の有無を確認し、取付管確認書を提出してください。（本管新設の場合）	□	
	16	下水道本管布設箇所の上層路盤工完了時点で機能確認検査を行います。原則検査希望日の10日前までに連絡してください。（本管新設の場合）	□	
	17	新設する取付管について、管種はVU、管径はφ150mmとし、ゴム輪受口を使用してください。取付管は道路境界より30cm民地側へ入った位置までとして下さい。（共通）	□	
	18	開発区域内の既存取付管は、本開発計画において使用しない場合、全て撤去・閉塞してください。その際、本管から30cm以内にて撤去・閉塞することとし、その旨を図面に記載してください。また、30cm以内にて施工したことがわかるように工事写真を撮影してください。管口のキャップ止めを必ず行い、下水道内に異物が入らないようにしてください。（共通）	□	
	19	竣工図の取付管埋設位置は現地と異なる場合があるため、事前に試掘し、既存取付管を確認してください。また、表示杭がない場合は表示杭の設置を行てください。（共通）	□	
	20	図面内全ての下水道施設を記載し、新設・既設を区分してください。特に既存取付管は、開発区域外であっても記載が必要です。（共通）		
	21	取付管が近接する場合、中心距離は70cm以上としてください。（共通）		
	22	設置・交換したマンホール鉄蓋について、データ提出を行ってください。（共通）	□	
	23	上記意見について、関連会社に周知してください。（共通）	□	
営業課		＜市営水道の場合＞		
	1	給水装置工事を行いたいときは、指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事承認申込を行い、承認を受けてから着手してください。加入金、工事検査手数料及び配水負担金につきましては、必要に応じ別途協議をお願いします。	□	
	2	既設量水器については、施工内容(流用･口径変更等)・口径・量水器番号等を図面に記載してください。給水工事に伴って公道を掘削する場合は開発区域内にて施工してください。	□	
	3	平面図に引込管（管種・口径）及びメーター（口径）を記載してください。	□	
		＜県営水道の場合＞		
	4	上水道につきましては長野県水道事業区域内ですので、関係機関と協議を行ってください。	□	
		＜その他＞		
	5	排水設備工事を行いたいときは、排水設備指定工事店を通じて排水設備工事計画確認申請を行い、確認を受けてから着手してください。	□	
	6	水道本管に関する協議は水道整備課へ、下水道本管及び取付管に関する協議は下水道整備課へお願いします。(給排水担当)	□	
	7	受益者負担金及び受益者分担金が賦課済みであるかどうかを確認してください。(負担金・水洗促進担当)	□	

長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導に関する事前チェックシート

生活環境課		個人住宅の場合＜既存ごみ集積所を使用する場合＞		
	1-1	集積所は、地元区により設置及び維持管理（ごみ当番、集積所管理費等）されています。既存ごみ集積所の使用及び管理について地元区に確認してください。	□	
	1-2	使用予定の既設のごみ集積所について、地図上に記載してください。	□	
		宅地分譲、集合住宅の場合＜ごみ集積所を新設する場合＞		
	2-1	地元区と協議を行い、ごみ集積所を新設すること、地元区等において管理することについて区の同意書を提出してください。	□	
	2-2	ごみ集積所設置予定地の近隣の住民から理解を得てください。	□	
	2-3	雨水が隣接宅地などへ入り込まないように排水側溝側へ勾配をつけてください。	□	
	2-4	集積所に設置する土留め等の構造物は民地側に設置してください。なお、土留めは面取りをしてください。	□	
	2-5	ごみ集積所用地は、維持管理上の観点から全面コンクリート又はアスファルトにて舗装してください。	□	
	2-6	ごみ集積所は、「0.1㎡×計画戸数×集積所の種類数」以上の床面積を確保してください。	□	
	2-7	開発道路を横断している道路側溝及びごみ集積所内の道路側溝は約10tのごみ収集車が乗り入れできる構造物としてください。	□	
	2-8	ごみ集積所は転倒防止のため固定してください。	□	
	2-9	（集合住宅の場合）集合住宅専用の集積所を設置する場合は１棟につき８戸以上を基準としています。	□	
		宅地分譲、集合住宅の場合＜既存ごみ集積所を使用する場合＞		
	3-1	地元区と協議を行い、既存ごみ集積所の使用及び管理についての同意書を提出してください。	□	
	3-2	使用予定の既設のごみ集積所について、地図上に記載してください。	□	
	3-3	既存のごみ集積所の計画から新規設置に変更した場合、速やかに報告していただき、2-1～2-9について遵守してください。	□	
		宅地分譲、集合住宅の場合＜新設、既設共通＞		
	4-1	集積所は、地元区により設置及び維持管理（ごみ当番、集積所管理費等）されていることを区画購入者にお知らせください。	□	
埋蔵文化財センター		＜埋蔵文化財包蔵の有無＞		
	1	開発予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内または近接地にあり、開発事業により埋蔵文化財に影響が及ぶ可能性があります。	□	
	2	開発予定地は、これまでのところ埋蔵文化財包蔵地として周知されていませんが、周辺での遺跡の分布状況や地形の特性等から埋蔵文化財が新たに発見される可能性があります。	□	
	3	開発予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当せず、また、新たな埋蔵文化財の発見の可能性は低いと判断されます。	□	
		＜文化財保護法による手続き＞		
	4	周知の埋蔵文化財包蔵地（近接地を含む）で掘削を行う場合、文化財保護法第93条第１項の規定により、工事着手60日前までに土木工事等のための発掘に関する届出が必要です。当センターに届出書を提出のうえ、埋蔵文化財保護のための協議をお願いします。	□	

	5	施工時に予期せず埋蔵文化財を発見した場合、文化財保護法第96条第１項の規定により、遺跡の発見に関する届出が必要です。現状を変更することなく、速やかに当センターまで連絡してください。	□	
		＜埋蔵文化財保護措置＞		
	6	開発事業に先立って埋蔵文化財の有無や包蔵状況を確認するための試掘調査が必要です。詳細については別途協議をお願いします。	□	
	7	開発事業による埋蔵文化財への影響等が避けられない場合、開発事業に先立って記録保存を目的とした発掘調査が必要です。調査期間の確保及び調査費用の負担等について協力をお願いします。詳細については別途協議をお願いします。	□	
	8	開発事業による埋蔵文化財への影響等があるものの範囲が狭小で発掘調査の実施が困難である場合、または埋蔵文化財を損壊しない範囲で開発事業が計画されているものの現地で状況を確認する必要がある場合、施工時に当センター職員の立ち会いが必要です。 なお、工事立会の際に埋蔵文化財への影響が確認された場合は、記録作成等に協力をお願いします。詳細については別途協議をお願いします。	□	
	9	開発事業による埋蔵文化財への影響等は無いと考えられますが、予期せぬ埋蔵文化財の発見に備えて慎重な施工をお願いします。 なお、施工中に埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく速やかに当センターまで連絡してください。	□	
環境保全温暖化対策課		＜騒音規制法・長野市公害防止条例＞		
	1	工事方法が特定建設作業に該当する場合は、あらかじめ届け出る義務があるので遅滞なく提出し基準を遵守してください。	□	
	2	開発に伴う、トラック・重機等の出入り及び作業等により生ずる騒音・振動や粉じんの飛散について防止対策をしてください。	□	
	3	周辺にお住まいの方に対し、工事内容や期間等について事前に周知を行い、十分配慮をお願いします。	□	
	4	特定施設を設置する際には遅延なく届出を提出してください。設置する場所について、近隣への影響をよく配慮するとともに、敷地境界での規制基準を遵守してください。周囲50mに配慮が必要な施設がある場合（学校・保育所・病院及び診療所のうち入院施設を有するもの・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園）は、基準から５dB減じた値が規制基準となります。	□	
		＜大気汚染防止法・良好な生活環境の保全に関する条例＞		
	5	既存の建物を解体等する際には、大気汚染防止法（法第18条の15第１項）に基づく事前調査を実施して下さい。	□	
	6	大気汚染防止法に基づく特定施設を設置する場合は、設置の60日前までに届出を提出してください。	□	
		＜水質汚濁防止法・良好な生活環境の保全に関する条例・長野市公害防止条例＞		
	7	水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する場合は、設置の60日前までに設置届出を提出してください。既存届出施設がある場合は、構造変更届出を提出してください。	□	
		＜悪臭防止法＞		
	8	悪臭の発生が考えられる場合は、十分に防臭対策の検討を実施し、脱臭装置の設置を検討してください。	□	

長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導に関する事前チェックシート

		＜土壌汚染対策法＞		
	9	形質変更（盛土＋掘削）の面積が3,000㎡以上になる場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の届出を提出して下さい。	□	
		＜ダイオキシン類特別措置法＞		
	10	ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設を設置する場合は、設置の60日前までに設置届出を提出してください。	□	
		＜浄化槽法＞		
	11	下水道供用区域外であり浄化槽を設置する際は設置届出を提出してください。	□	
		＜長野市公害防止条例（地下水の保全＞		
	12	揚水設備により地下水を摂取する事業者は、15日前までに届出を提出してください。	□	
		＜その他＞		
	13	全般にわたる苦情が寄せられた場合の対応策の策定と、発生した苦情等に対する迅速かつ誠実な対応をお願いします。	□	